1 開会 午後6時10分

2 検討

第7回書面開催の確定について

委員長:24条について本来であれば立法の意図を理事者側からお聞きしてからということになりますが、時間都合上先に協議しましたが、ここで町の意見をお聞きしたいと思います。

事務局:委員会で指摘がありました「町民とは」でありますが、企業の従業員の方でもありますので、相互に協力してもらうとともに、町は側面からの支援として補助金や産業連携の支援などを行いことでより一層地域産業の魅力を高め、誇りを持てる地域産業となっていくよう支援していくということでございます。

事務局:次の指摘事項につきまして、委員長から御意見があるとおりこの条文 につきましては、各論となっておりますので、整合性が図られている のではないかと考えております。

委員長:第25条も現行どおりでよいと思いますがみなさんいかがでしょうか。

委 員:了承

委員長:第26条につきましても同じです。調べた結果、現行どおりでよろし いと思いますがみなさんいかがでしょうか。

委 員:了承

委員長:29条の「意見交流」を「意見交換」に修正すべきとの意見について、 文言のレベルかと思いましたが、皆さん方から御意見がございました ので、前言を撤回しまして、報告書に盛り込むということに至りました。

委員長:意見交換の内容の公開についてなにか補足はございますか。

委 員:意見交流を行っていることを知っている人がいないのではないか。そ のような状況なので、公開した方がよいと思い提案した。また、意見 交換内容の公開について、町ではたくさん意見交換を行っていると思うが、町が行っている意見交換を知らない町民がたくさんいると思う。 また、内容についてと言うことになると、更に知らないと思うので提案させていただいた。

委員長:委員の思いとして意見書の原案の中で検討させていただきたいと思い ます。

30条

委員長:30条につきまして 委員会からの指摘について、第1項では、個別 条例で住民投票を実施できるとは「規定」していない。指摘は、「誤解」 に基づいていないか。町側はどのように答えたのか。

次の住民も議会の議決を経て請求できる権利を明確にうたうべきであるとの指摘であるが、趣旨がよく分からない部分がある。地方自治法上、住民には、条例の制定・改廃の直接請求権が認められている。直接請求を町内の外国人住民へ住民投票を拡大すべしとの「趣旨」かもしれないが、これだけでは分かない。

以上が私の私見ですが、皆様、何か御意見ございますでしょうか。

委員:2番目の委員会の指摘について私も同様です。

委員長: 直接請求しても議会の議決が必要ですが、委員会がそこを言っている とも思えない。よく分からないです。

事務局:30条の指摘での答弁について、委員の方から条例について20項目 ほどの質問をいただき、答弁としましては、「条文の構成初め、表現、 文言等の整理につきましては、本条例の見直し時において所管常任委 員会でのご審議、さらには町民の意見も適切に反映すべく、町民自治 推進委員会にも意見も適切に反映すべく、町民自治推進委員会にも意 見を求めながら精査を行い、所要の整理をしてまいります。」以上の答 弁をしております。

委員長:指摘に対して真っ向から答えてはいないのですね。分かりました。

30条~34条

委員長:31条から34条まで、委員会からの指摘で分かりづらいとあったが、 私は、特段分かりづらいとは、感じなかった。皆様いかがでしょうか。

委 員:了承

委員長:33条と34条について、並びが一定していないとの指摘。

33条が「三つ」、34条が「四つ」でダブっているのが観光だけなので、並びが一定していないとの指摘はどういう意味で言っているのか分からない。

33条は、「近隣市町村の人々」との「交流及び連携」の規定、34条は、「姉妹都市等」との「交流及び連携」の規定であり、そもそも内容が違うので当然出てくる項目も違うということになります。

- 委員長:「等」と「など」が統一されていない、との指摘には「一理ある」。しかし、住民の権利を制限し、住民に義務を課すような、法規の性質を持った条例であれば、「正確性」の観点から表現の「統一性」を志向することは重要であるが、「理念」的な条例の場合は、むしろ表現の「多様性」を志向することも認められてよいのではないか、と全くの私見ですが、考えています。御意見ございますでしょうか。
- 委員:33条の漢字の方が言いやすいし、なじみやすい文章になるのかなと思う。

34条の方の漢字「等」を「とう」と「など」と二通りの読み方があり、 読む人によって違ってくるので、ひらがなで表記したほうがわかりやす いのかなと思います。

委員長:1項は漢字だけ、2項は「等」と「など」がはいっているので、同じ表現になるので、多様性が欠けるのであえて変えて「等」と「など」としたのではないか。

どちらかに統一するという、委員長:委員会の指摘も分かりますので 引き続きしらべてみます。

- 委 員:イメージとしてひらがなの方がやわらかいというか分かりやすいイメ ージがある。
- 委員長:等には色々な概念が入る。「など」は和文なのでやわらかい感じがす る。引き続き調べてみます。

参考として、広辞苑の「等」と「など」の意味を載せているがほとんど 意味は変わらない。

36条

委員長:36条に見直し条項が入っていますが、この条文について委員会の指摘は、「4年以内で見直しをすることになっているが、見直しをするということは、逆に言うと、不備な条例をつくっていることになるのでは

ないか。最高規範なのだから、見直しなどあり得ない。

形式論理では十分成り立ち得るが、このような見解があることは初めて知った。

最高法規(憲法第98条第1項)である日本国憲法は「第九章 改正」で、第96条の改正規定を置いている。「条例制定」は所詮神ならぬ人間が行うことであり、制定当時は(仮に)「完璧」であったとしても経年で状況の方が変化することもある。

よって、「最高」規範であっても「再考」の余地、必要はあることになる。

「4年を超えない期間ごとに」は、創設規定で余市町の自治基本条例で オリジナルの部分です。「見直し検討」は「確認規定」です。仮に見直 し規定がなくても条例は見直さなければなりません。

この条例でポイントがあるのは「4年後」ということになります。

4年か5年かという議論があるのですが、4年は首長の任期が4年だからと言われている。5年は4年では短いと考えるか、必ずしも任期を全うするわけではないのでということで5年としているのか、なぜ4年か5年かということになると、分からないです、「相場観」としか言いようがない。

- 委 員:見直し規定について、策定の際に、選挙後の首長の任期が4年という ことで話になった。時代に沿ってものを作るといってそのような話に なった。
- 委員:策提時には、4、5年の話がありましたが、選挙の任期は4年だということで4年になった。見直し規定についても不備なものを作ったのではなく、時代に沿った合った条例にしていくということで策定した。 先生の言われたとおりですが。

37条

委員長:37条です。名称について「町民自治推進委員会」は、条例の重みからすれば、「町民自治推進会議」の方がよいとの意見について。

広辞苑を調べてみると、「委員会」と「会議」で明らかな優劣があるように読めない。決定打がないのではないかと思います。よって現状維持でよいのではないか。現状を変えるような積極的な理由がなかった。広辞苑では、委員会とは、委員で構成された合議制の機関。またその会議。会議とは、①会合して評議すること。何かを決めるため集まって話し合うこと。その会合。②ある事項を評議する機関。

とあります。決定打がないのではないか。いかがでしょうか。

30条~37条についてですけども何かございますでしょうか。

- 要 員: 質問があります。もともと何か思いがあり条例を定めたと思いますが、 第33条と第34条について、近隣の市町村の人々とは、環境、福祉、 観光等を優先して交流して、国際交流・姉妹都市等では、教育、文化、 産業、観光などを優先して交流していくのかなと読み取れるが、どの ような思いで作られたのでしょうか。分かればお聞きしたい。
- 委員:資料の広辞苑による、「等」とは、同類の他のものを省略するときに使用する、となるが、33条の環境、福祉、観光等の「等」はそのような使い方をして策定していて、34条の教育、文化、産業、観光などの「など」は、それだけに限定せずやわらげていう。というのを意識して策定していたと思う。古い話で記憶が定かではない部分があるが。

委員:確かにそのように「等」と「など」を使い分けて議論していたと思う。

委員長:「等」は他に同等のものがあるが書ききれないので使用し、「など」は それだけに限定せずにやわらげるために使用したということですね。

委員:33条と34条については、当時はどの地域でも入れていた文言だと思います。今はコロナウイルス感染症で状況が一変したが、策定当時は、地方の人口が減少の一途をたどる中で、観光など様々な外部的要素を取り込んでいかなければならない状況だった。

事務局:33条では、近隣市町村、北後志の市町村ですが、実際に取り組んでいるものや課題を念頭において作られたと思います。 34条、長年交流している姉妹都市との交流を念頭においた中で、作られたのではないかと思います。いずれも作られた当時の資料が手元にないため、今ある資料を基に推測するとそのようなことだと思います。

委 員:34条はわかりました。33条ですが近隣市町村とどのような連携を 行っているか。分かれば教えてください。

委員長:話がずれるかもしれませんが、コロナウイルスのワクチン接種を近隣 町村と連携して行っている「余市モデル」と紹介されていましたが。

委員:最近ではそれが連携に当てはまるのではないか。

事務局:地域交通の維持について、近隣市町村と連携し取り組んでいます。

委員長:取組状況の表がありますが、33条は少し手薄なのかなと思います。 34条と比較してですが。 委員長:ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

- 3 次回について 9月下旬頃開催予定
- 4 閉会 午後7時5分